



令和8年3月31日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

 会派名 日本共産党  
 代表者名 松原 やす子


## 政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

## 記

 1 収入  
     政務活動費           120,000 円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費	32,480	帯広教育委員会不登校対策を視察
研修費	87,520	1, 全国地方議員交流会(札幌) (32,440 円) 2, オンライン研修(3回受講) ①第57回「議員の学校」 (25,000 円) ②第76回市町村議会議員研修会(8,000 円) ③第59回「議員の学校」 (25,000 円)
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	120,000	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額           0 円



令和8年3月31日

深川市議会議長 近沢 弘幸 様

会 派 名 日本共産党

代 表 者 名 松原 やす子



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間	令和7年8月17・18日、8月22日、10月27・28日、11月18・19日 令和8年1月30・31日				
実施場所	調査研究（帯広市） オンライン研修（3回） 交流研修会（1回）				
参加者名	松原 やす子				
実績額	122,920円（うち交付請求額 120,000円）				
内 容	<p>調査研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年11月18・19日 帯広教育委員会 不登校対策視察</li> </ul> <p>研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年8月17・18日 第57回「議員の学校」 戦後80年の歴史から平和と地方自治を考える</li> <li>・令和7年8月22日 第76回市町村議会議員研修会 こども誰でも通園制度に市町村はどう対応するべき</li> <li>・令和7年10月27・28日 全国地方議員交流研修会 in 札幌 分科会 公的責任で社会保障確立を・介護と医療</li> <li>・令和8年1月30・31日 第59回「議員の学校」 自治体財政の本質を知り、責任ある政策議論のために</li> </ul>				

# 令和7年度 「日本共産党」政務活動報告

## 第57回 「議員の学校」 ZOOM 受講

日時 2025年8月17・18日 13:00~17:00

主催 NPO 法人多摩住民自治研究所

テーマ 戦後80年の歴史から平和と地方自治を考えるーその1

本年・2025年は「戦後80年」の年であり、日本国憲法の基礎である「国民主権」を土台とした「国民の意思」として、「基本的人権の全面的な実現」を確認し合う年です。そこで確認しなければならないのは、すべての人権の土台は「平和的生存」であり、いっさいの戦争を許さないことです。憲法が掲げる「戦争の放棄」とは、「集団的自衛」と称する戦争計画を含めたすべての軍事政策・行為の否定です。

戦後の日本で、このことを最も明確に意思表示してきた実例が、全国の広域的・基礎的自治体による「非核・平和自治体宣言」です。2025年のいま、「宣言」を表明した全国の自治体の人口は総人口の99%に達しています。しかも、それらの各自治体における「宣言」の決議は、そのすべてが「全会派一致によるもの」です。「非核・世界平和の実現」こそが、すべての国民と地方自治体の住民の願いなのです。そして、その想いを代表すかのように、戦争被爆による被害者の集団「日本被爆者団体協議会」がノーベル平和賞を受賞し、全世界の「非核」を願う人々や日本国民に力を与えてくれました。

ところが、中央政府はその流れと反対に、いまから10年前の2015年に「安保・軍事政策の全面的強化」を目的とした法制度を強行採決し、現在、沖縄県をはじめ、各地域でかつてない「大軍拡計画」に乗り出しています。そしてそのために、地方自治体に対する統制も強められています。多摩住民自治研究所による「議員の学校」は、この機会にこそ「平和な社会を創り、すべての人の人権を実現する仕組みを具体化し、世界中の自治体と連帯する地方自治をめざす」ことを目標に掲げる学び合いの機会をつくろうと考えました。

### 第1講 近現代日本の軍事体制と地方自治制度をたどる

講師 池上洋通 日本ジャーナリスト会議会員

講義内容 明治初年～昭和前期の地方自治制度の略史を見る・・・解説

### 第2講 沖縄から憲法・地方自治を問う

講師 渡名喜庸安（琉球大学名誉教授）

講義内容 1, 沖縄への米軍基地の集中と基地負担  
2, 南西諸島の自衛隊基地化と自治体。住民  
3, 沖縄から憲法を問う  
4, 沖縄から地方自治を問う

### 第3講 特別報告会

### 第4講 戦後80年 日本の社会保障制度の光と影

講師 元日本福祉大学教授

講義内容 1, 戦後日本の社会保障・社会福祉関連法の変遷  
2, 「朝日訴訟」と「いのちのとりで裁判」と生活保護基準  
3, これからどうなる日本の社会保障・社会福祉

## 第76回市町村議会議員研修会 ZOOM 受講

日時 2025年8月22日

主催 自治体研究社

講師 自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授 中山 徹

テーマ こども誰でも通園制度に市町村はどう対応すべきか

### 1. 制度の概要

#### ①今後のスケジュール

- ・2026年4月1日から全市町村で開始
- ・こども誰でも通園制度の実施主体は市町村
- ・ただし、全保育所等で実施するわけではない
- ・私立保育園については法人で実施かどうか判断する
- ・公立保育園については市町村が判断

#### ②制度の概要

- ・実施施設：保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点  
企業主導型保育事業、認定外保育施設等
- ・対象：0歳6ヶ月以上3歳児未満で、保育所や認定こども園などを利用していない子ども
- ・子どもの誕生日が6月1日の場合、2歳児クラスの6月1日で満3歳になるため  
それ以降はこども誰でも通園制度を利用できなくなる
- ・満3歳以降であっても一時預かり事業は利用可能
- ・満3歳差になると年度途中でであっても幼稚園を利用できる（4年保育を実施している幼稚園の場合）
- ・認定申請：利用にあたっては市町村に認定申請を行う
- ・利用可能時間：月10時間まで利用可能（国の補助上限時間、10時間を超えて受け入れも可、2026年、27年は市町村の判断で3時間を上限にできる）
- ・保護者の自己負担額：300円/1時間
- ・事業者は、市町村に申請
- ・市町村は申請のあった事業者が、条例で定めた基準を満たしているかどうかを判断し  
満たしている場合は認可、利用定員の決定を行う
- ・市町村による勧告、公表、命令、取り消し

#### ③利用方式、実施方法など

- 1) 直接契約方式  
・利用は保護者が事業所に直接申し込む  
市町村は利用調整は行わない

#### 2) 利用方式

定期利用：固定した事業所、固定した曜日・時間帯に利用

自由利用：別々の事業者、固定していない利用時間

#### 3) 実施方法

- ・一般型（専用室）：独自の定員を設け、専用室で実施
- ・一般型（合同）：独自の定員を設けるが、通常保育のこどもと一緒に保育

- ・ 余裕活用型：独自の定員を設けず、空き定員を範囲内で実施
- ・ 一般型の基準：一時預かり事業と同じ
- ・ 余裕活用型の基準：保育所などの基準で受け入れる

4) 広域利用：市町村を超えた利用も可能

④総合支援システム、4 活用内容

- ・ 総合支援システム：政府が作成
- ・ 総合支援システムを市町村が活用するかどうかが市町村が判断、使用しない場合はそれに代わるシステムを自前で用意する

⑤予算、財源など

- ・ 2025 年度：0 歳児、1300 円、1 歳児、1100 円、2 歳児、900 円
- ・ 市町村負担分のうち、6/8 は国、1/8 は都道府県
- ・ 国負担のうち 4/8 は支援金を充当（2026 年から医療保険料の上乗せして徴収）
- ・ それ以外に保護者から利用料金を徴収できる

Ⅱ、こども誰でも通園制度の問題点

- ①低い基準、短い利用時間、無理な利用方法等による保育上の問題
- ②不十分な財政措置による事業者への弊害
- ③通常保育への支援
- ④障害児、配慮の必要な子どもに対応できるのか
- ⑤公的責任の後退につながる危険性
- ⑥新たな国民負担による実施
- ⑦一時預かり事業の拡充が本筋

## 第21回全国地方議員交流研修会 in 札幌

日時 2025年10月27～28日

主催 第21回全国地方議員交流研修会実行委員会

### 第1日 全体集会

ビデオメッセージ：玉木デニー沖縄県知事

「日米地位協定改定への全国の共同を呼びかける」

記念講演 鈴木宣弘 東京大学大学院特任教授

「令和のコメ騒動の教訓—食の属国から自立の国へ」

特別報告

問題提起

実行委員会からの基調報告

第2日 分科会：1，日中不戦・日米地位協定の抜本改正に向けて

2，国民の食糧自給を確立する

3，公的責任で社会保障確立を 介護と医療

4，公的責任で社会保障確立を 生活困窮者を自治体が支える

5，持続可能なエネルギーの地域自給をめざして

全大会

## 帯広市教育委員会 「不登校対策」を視察

日時 2025年11月19日

視察内容 近年、新たな不登校対策としてメタバースを活用する動きが広がりつつあり、帯広市教育委員会が運営するオンライン教育支援センター「ひろびろチョイス」もその一つ。2023年5月に開設された。

### 『ひろびろチョイス』について

目的：デジタル技術を活用した学びのプラットフォーム「ひろびろチョイス」により、不登校児童生徒の多様な学びの機会を確保し、社会的自立につなげていくこと。

対象：帯広市内の小・中学校及び義務教育学校に在籍し、主に心理的要因や集団不適応等によって、不登校状態にある児童生徒

利用に必要なこと

①利用申し込み時に、個人情報保護等について同意していただく事

②インターネットに接続できる環境があること。(Wi-Fi 環境のない場合は要相談)

コンセプトは3つのC

Choice 選べる Connect つながる Cheer 応援する

私の質問に対する説明

- ・帯広の小中学生数・・・1万1000人  
そのうち不登校生は何人・・・R6年413人
- ・メタバースを申請している人は  
R6年 126人が登録 更新は78人、 R7年83人  
「ひろびろチョイス」に来るのは、1日20人程度
- ・申請は保護者が直接教育委員会に申請できるが、学校の連携は・・・申請があると学校に連絡し対象になるか問う（学校もネット出席制度の）7つの要件も検討し該当するか検討し、市教委と打ち合わせをし、結果が出てから保護者に連絡する
- ・学校との確認・・・出席扱いについて・学習評価について
- ・教育委員会の直営になっている。担当人員の配置2人
- ・教員の受け止めは、全体的に肯定的
- ・受講した児童生徒・保護者の反応は良好
- ・メタバース内のスペース・・・「ひとりスペース」「テスト勉強スペース」「ワイワイスペース」  
(参加者同士で)「解決スペース」(相談員と参加者)  
「帯広図書館」(電子図書閲覧可能) 作品コーナーで絵を書いたり、音楽を楽しんだり

## 第59回「議員の学校」 ZOOM 受講

日時 2026年1月30・31日

主催 NPO 法人多摩住民自治研究所

テーマ 自治体財政の本質を知り、責任ある政策議論のために

### 集中講義①

自治体財政の基本と財政危機の正体

講師 森 裕之（立命館大学政策科学部教授）

講義内容

議会の役割

#### 1、予算（財政運営）の決定

税金（公金）の用途や集め方について決定する。

#### 2、価値（大切なもの）の発展

地域社会の発展の在り方を話し合って決める

ex、基本的人権（自由、平等、生存権）平和、環境、健康、文化、美、生物的・社会的弱者の包摂、ダイバーシティの尊重、人と人の繋がり、etc.



具体的な政策が福祉、教育、公共事業などである

自治体の役割

地域の暮らしの発展・・・国から国庫支出金・地方交付税等をうけて予算を組み  
国に施策の成果を報告

自治体財政で唯一のルール：赤字にしない

自治体財政は家計と同じである

財政も家計も収入と支出から成り立っている

自分の収入をどのように使うかはそれぞれの自治体や家計の自由である

家計の一ヶ月の収入が支出を上回れば①貯金する②翌月につかう、のいずれかであり、自治体の場合①基金に積み立てる②翌年度につかう、のいずれかになる

家計の一ヶ月の収入よりも支出が多くなれば①貯金を取り崩す②赤字ローン（消費者ローン等）を借りるしかないが、自治体の場合①基金を取り崩すのみ

\*自治体は赤字ローンをかりることはできない

自治体の黒字には2種類ある

・常識的な黒字ケース

・基金の取り崩しによる黒字ケース・・・この状態が続くと「財政危機」

赤字（財政破綻）と財政危機

自治体財政が最も避けなければならない事態（赤字予算は組めない）

赤字＝歳入<<歳出

実際に赤字になった状態：財政破綻

財政危機：「このまま進めば財政が赤字に陥る」という見通し

ポイントは、自治体財政の歳入には基金からの繰入金が含まれていること



基金が底をつけば、自治体は財政破綻する

基金の種類は3つ

- 財政調整基金  
年度間の財政調整のための基金（＝普通預金）
- 減債基金  
地方債の償還を計画的に行うための基金
- 特定目的基金  
その他の特定の目的のために設置される基金

財政の黒字・赤字の視点

財政にとって、黒字が多いことはよくない

自治体の財政運営の目的は「利益を上げる」ことではなく、黒字が多ければその分を住民に還元することが必要となる

財政にとって、赤字は避けなければならない

財政の黒字は基金に積み立てる事で、将来の財政運営に安全を確保する事も大切である。

財政の黒字がある場合、それを住民サービスとして支出するか、将来に備えて基金（貯金）に積み立てるかを判断するのは政治の役割

一般財源と特定財源

一般財源

自治体が自分で用途を決めることが出来る財源（地方税・地方交付税等）

特定財源

用途が限定されている財源（国庫支出金、地方債）

\*重要なのが「一般財源」

なぜ一般財源が重要なのか

- 自治体がやりたい施策を実行できる
- 一般財源が少なければ、特定財源（国庫支出金、地方債等）が入ってこない
- 自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断される

Ex、経常収支比率、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）など